

令和4年 No.54

○東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則の制定

制定理由

東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第5号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第5号）の一部改正に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和4年12月26日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年細則第9号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則（昭和50年4月2日制定）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部改正について

改正理由：東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第5号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1条 この細則は、東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第5号。以下「規程」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、必要な細目を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第3条 規程第5条第1項の「教育上又は学術上特に功績」のあったものには、当該期間常勤の大学教員として、その職責を全うした者を含むものとする。</p> <p>第4条 規程第5条第1項第2号の「本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの」とは、各学系の教授会構成員から選出された教育研究評議会評議員、講座主任、分野主任、国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第8号）第17条第1項に規定する管理職手当を支給される施設・センターの長、附属学校の長、附属学校運営部長、附属学校運営参事及び各種委員会の委員長等を相当期間務め、所属分野等から推薦を受けた者をいう。</p> <p>第5条 規程第5条第1項第3号アの「本学以外の大学」には、短期大学及び高等専門学校を含むものとし、当該短期大学等における勤務年数の加算に当たっては、規程第5条第1項各号、<u>第6条及び第7条</u>により算出される年数の2分の1の年数とする。</p> <p>2 規程第5条第1項第3号イの教授としての勤務年数並びに規程第6条の准教授としての勤務年数及び講師としての勤務年数の適用については、次の各号によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 〔省略〕</p> <p>第6条 規程第5条第1項第4号の「役職」とは、副学長、学系長、附属図書館長及び連合学校教育学研究科長の職をいう。</p> <p>第7条 規程第5条第1項第5号の「教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰されたもの」とは、文化勲章、学士院賞、芸術院賞等を受けた者又は文化功労者、日本学士院会員、日本芸術院会員等となった者をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>第1条 この細則は、東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第5号。以下「規程」という。）<u>第13条</u>の規定に基づき、必要な細目を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第3条 規程第5条の「教育上又は学術上特に功績」のあったものには、当該期間常勤の大学教員として、その職責を全うした者を含むものとする。</p> <p>第4条 規程第5条第2号の「本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの」とは、各学系の教授会構成員から選出された教育研究評議会評議員、講座主任、分野主任、国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第8号）第17条第1項に規定する管理職手当を支給される施設・センターの長、附属学校の長、附属学校運営部長、附属学校運営参事及び各種委員会の委員長等を相当期間務め、所属分野等から推薦を受けた者をいう。</p> <p>第5条 規程第5条第3号アの「本学以外の大学」には、短期大学及び高等専門学校を含むものとし、当該短期大学等における勤務年数の加算に当たっては、<u>規程第5条から規程第7条</u>により算出される年数の2分の1の年数とする。</p> <p>2 規程第5条第3号イの教授としての勤務年数並びに規程第6条の准教授としての勤務年数及び講師としての勤務年数の適用については、次の各号によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 〔省略〕</p> <p>第6条 規程第5条第4号の「役職」とは、副学長、学系長、附属図書館長及び連合学校教育学研究科長の職をいう。</p> <p>第7条 規程第5条第5号の「教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰されたもの」とは、文化勲章、学士院賞、芸術院賞等を受けた者又は文化功労者、日本学士院会員、日本芸術院会員等となった者をいう。</p> <p>〔省略〕</p>

この細則は、令和4年12月26日から施行する。